

資 循 第 2127 号
令和 3 年 3 月 29 日

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
会長 片渕 昭人 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

日頃から、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

3月26日、第41回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府民に対し、「少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること」、「4人以下でのマスク会食の徹底」、「歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること」及び「首都圏（1都3県）との往来を自粛すること」を要請することとしました。

また、現在実施している大阪市全域の飲食店・遊興施設に対する21時までの営業時間短縮要請について、4月1日から、大阪府全域に拡大するとともに、4月21日まで継続することとしました。

廃棄物処理については、社会生活を維持する上で必要なものであり、引き続き、安全かつ安定的な業務の継続のための感染防止対策を行って頂くとともに、要請内容についてご理解と貴団体内でのご周知についてご協力をいただきますよう、併せてよろしくお願いたします。

なお、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の内容につきましては、次のホームページをご覧ください。http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/

別添資料1 イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

問合せ先 代表 06-6941-0351 本通知について 産業廃棄物指導課 澤田、吉峯（内 3824） 上記要請について 災害対策課 竹本・矢ヶ部（内 4947）

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

別添資料1

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 イエローステージの期間（4月1日～4月21日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

○ **少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること**

○ **4人以下※1でのマスク会食※2の徹底**

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

○ **歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること**

○ **首都圏（1都3県）との往来を自粛すること**

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月1日 から 4月11日 まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブで のイベント 等	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 （≦10,000人） のいずれか大きいほう
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※1）以内 （席がない場合は十分な間隔）	
4月12日 から 4月21日 まで	4月11日までと同様		5,000人以下 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

●施設について

区域		大阪府全域
期間		4月1日～4月21日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p>（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで <p>（協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO₂センサーを設置

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

○ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

● 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、**研修時の懇親会**を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- **年度当初に行われる行事（入学式等）**は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること